平成２４年（フ）第２８３７号
東京都墨田区八広２丁目39―15　関口
債務者　関口　政代
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８５１号
東京都多摩市諏訪１丁目46―17―303
債務者　掛札　　昭
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８５４号
東京都品川区勝島１丁目９－１　コーポしながわ
債務者　藤野　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８５５号
東京都品川区東品川３丁目11―５―907
債務者　松本　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０８号
静岡市駿河区下島443番地　フェリーナＳ302号
債務者　内藤　博之
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７号
静岡市葵区唐瀬２丁目９番８号　ホイザァ岳美104号
債務者　見城　正照
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３号
静岡市葵区北1840番地の８
債務者　納本　睦惠
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
栃木県さくら市喜連川3596番地１　コーポ黒崎Ｂ202、前住所茨城県常陸大宮市東野2732番地の99
債務者　本間　雅人
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７１７号
静岡市駿河区鎌田364番地
債務者　平松　伸洋
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９１号
静岡市葵区若松町28番地
債務者　角　かおり
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６６９号
埼玉県八潮市大字大瀬1630―１
債務者　小林　陽子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７号
静岡市清水区本郷町５番８号　セブンスターマンション清水302号
債務者　杉山　貴則
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５３号
千葉県木更津市瓜倉2847番地１
破産者　篠田　　諭
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２０９８号
さいたま市北区土呂町２丁目40番地12
破産者　中野　昭博
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
千葉県木更津市羽鳥野１丁目６番地５
破産者　佐野　　忠
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４４９号
相模原市中央区田名6105番地１
破産者　古澤千恵美
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部